

さいたま市自治基本条例検討委員会
第7回会議 市民部会検討の記録

日時	平成 22 年 11 月 2 日(火) 18:30~21:30
場所	さいたま市浦和区役所コミュニティ活動コーナー
参加者 ※敬称略	〔委員〕 計7名 中津原 努／古屋 さおり／小野田 晃夫／栗原 保／小林 直太／富沢 賢治／ 細川 晴衣（欠席者：伊藤 巖／内田 智／吉川 はる奈） 〔事務局：さいたま市〕 計3名 企画調整課総合振興計画係 係長 柿沼 浩二／主査 大砂 武博／主任 高橋 格 〔地域総合計画研究所〕 計1名 松岡 宏 〔傍聴者〕 2名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1. 自治基本条例について(各テーマの検討) [公開]
配付資料	・次第
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1. 検討シート(たたき台)の発表・検討

(1)さいたま市のめざすまちの姿(共通テーマ)

<p>《たたき台》</p> <p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● めざす町 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が誇りをもち、子どもから年寄りまで、安心して不便なく暮らしていけるさいたま市をめざします。 ○ 協働 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を市民自ら考え、協働に参画し、自発的な活動をとおして課題解決にあたるまちをめざします。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土への愛着や誇りをもてるまちを目指す。 ・今や、少子高齢化の時代が到来し、従来のやり方だけでは課題解決は困難であるとの時代認識が必要である。 ・市民活動推進委員会の提言書等により、市民活動の意識は広まりつつも、協働の意識は多くの市民に認識されているとは言えない。 <p style="margin-left: 2em;">* 検討委員の意見</p> <p style="margin-left: 2em;">美しい自然の残るまち、美しいベッドタウン、安全・安心に暮らせるまち、持続可能な循環型社会、伝統的な文化や芸術の伝承、子どもがいきいきと遊べるまち、男女共同参画を推進するまち、市民活動の活発なまち、市財政の安定の市、少子高齢化に対応する市</p>

【小野田・栗原委員からの発表】

- ・ タウンミーティングや意見交換会での市民からの意見のほか、検討委員の意見や考え方が十分に条例案骨子に盛り込めるよう、引き続き詰めていく必要があると考えている。
- ・ 市民や団体からの主な意見を見ると、過剰なサービスなどは要らないが、安心して不便なく暮らせる、落ち着いたまちを望んでいる声が多いと考える。
- ・ 地域活動、市民参画していきたいという希望を持っている人は多い。この入口を分かりやすくすることは、今後の課題になると思う。また、協働の精神をめざすまちの姿の中に盛り込むものかどうかは、別の検討テーマである「協働」の部分も含めて関係するので、検討課題である。
- ・ 「さいたま市のめざすまちの姿」は、条例の前文に載せるものか。前文だとすると市の歩みを概観することは必要か、議論が必要と考える。
- ・ 本市に市民憲章はないが、旧市の市民憲章などとの関係も考える必要がある。

【意見】

①【条例案骨子】

- ・ 総合振興計画基本構想にはめざすまちの姿の記述があり、それとも関連して考えることが必要。また、部門別計画や区別の構想などもあるので、既存の計画の中で記載されている市のめざすまちの姿に関する情報を整理し、加える必要があれば加えるなどの検討が必要だ。
- ・ 「安心して不便なく暮らしていける」では消極的すぎると思う。「豊かな生活」とか「生きがいを持って暮らせる」などはどうか。
- ・ 「市民が本当に自治に参画できるまち」のような表現があるとよいと思った。意見交換会でいただいた「解決の担い手となることができる市民参画型のまち」は、表現として参考になる。

②【考え方・解説】

- ・ *の検討委員の意見として出されているものは、前文に書くべきようなことが多いと考える。この骨子案の方向で検討すれば良いと思う。

(2)条例の位置づけ(共通テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

- この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、課題解決の羅針盤とします。
- 市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例との整合を図ります。
2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

【考え方・解説】

- ・ この条例にて、めざすまちづくりや自治のあり方を明らかにして、課題解決の羅針盤としたい。
- ・ 自治基本条例は、市の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、内容は、市の自治の基本を定めるものですから、自治の運営に関する他の条例等は、市における自

治の羅針盤としての基本条例の内容と整合を図るべきであることを定めています。

- ・自治の規範性から、市民と議員や市長をはじめとする市の公務員は、自治運営を担い、または携わる者として、市における自治の最高規範としての基本条例の定めるところに従って、それぞれの役割を担い、責務を果たす意思を共に明らかにするものです。

【小野田・栗原委員からの発表】

- ・市民意見では、自治基本条例に期待する声と反対の声がある。反対の声の一つは、今なぜ自治基本条例が必要かというもの、もう一つは最高法規、市の憲法という位置付けに対する反対意見である。

【意見】

①【条例案骨子】

- ・市の憲法という表現との関係で、自治基本条例に対する反対意見は根強くあるので、最高規範などの考え方について、日本国憲法との関係など、広報が必要と思う。
- ・「最高規範」という言葉に対する抵抗感は、根強いと感じているので、「最高規範」という言葉を別の言葉に置き換えている事例もあり、検討が必要と思う。「最高規範」を少しかみ砕いて表現できないか、検討してほしい。
- ・自治基本条例は個別の条例等の全体の傘になるものであり、今までの全体の自治に関する法体系をさいたま市なりに整える、そのための条例だと思う。
- ・自治基本条例ができれば、既存の条例、規則を拡充、補足することになるのだと思う。だから「整合を図ります」という言い方ではない表現が良いと思う。
- ・骨子の第2項は、条例の位置付けにはそぐわない内容に感じるが、今の段階では削らないで、「役割」や「責務」の検討テーマとの整合を図る段階で検討してはどうか。
- ・自治基本条例がすべての入口であり、具体的な細かいところは個別の条例を見れば分かる、そういう道筋がはっきりすると良い。

②【考え方・解説】

- ・「最高規範」という表現を使用するなら、憲法の「最高法規」との違いを【考え方・解説】で十分説明する必要がある。
- ・「さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）」でも使った「羅針盤」という言葉は方位を示すもので具体的なイメージがあると思うが、実際に使ってみると何を意味しているのか伝わりにくい。解説で「羅針盤」の説明が思う。
- ・自治基本条例が既存の条例に生命を吹き込むようなものになると良いのではないかな。
- ・市民はどういう条例があるかがまず分からない。その位置付けも含めて自治基本条例が上にあって、その下にこういう条例があり、さらにその下にはこういうものがあるということが分かるようになると良い。何か困ったときの羅針盤として、この分野で調べたいと思ったら自分で尋ねていけるものがあったら良いと思う。
- ・関連する条例との関係を図で示せると分かりやすいのではないかな。

(3)情報共有(市民部会個別テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

(情報提供)

市は、市民生活及び市民活動団体に必要な情報について、市民及び市民活動団体に

積極的に提供します。

2 情報の提供はわかりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

(会議公開)

市長等に置かれる審議会、審査会（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

市は、市民との情報の共有化の積極的なかつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、上記に定めるもののほか、市民との共有にかかる手法等の整備を図ります。

【考え方・解説】

- ・ 市政運営の透明性の向上と市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資するために情報公開制度が実施され、市民の基本的な権利の保障が図られています。本制度は、自治の推進、拡充にとって必要な制度であるため、その骨子を定めています。
- ・ 政策的に間違っていないとしても、ある日突然の政策変更は唐突であり、行政と市民の絆が壊れる。できるだけ多くの情報発信が必要と考える。
- ・ 縦割り行政で情報が取れないことが多い。
- ・ 情報要求に対して行政からの丁寧な回答がのぞまれている。

【小野田・栗原委員からの発表】

- ・ 市の情報提供方法を明確にする必要性や、市からの情報発信方法と市民の受け取る方法との間にミスマッチがあるのではないかという論点があると思う。

【意見】

① 【条例案骨子】

- ・ 「情報提供」では、市は積極的に情報を収集して提供することが必要で、収集についても書き込んだほうが良い。
- ・ 情報収集は、行政だけではなく、市民も一緒にやらないとできないので、そのような視点も必要と思う。
- ・ 市民活動サポートセンターには、市民活動支援室や消費生活センターなどがあり、情報が集まるような仕組みは出来つつある。
- ・ 情報の集まる場所が1か所だけということではなく、その情報を市民が身近なところで得られるようにする方法が必要ではないか。
- ・ 「情報公開」では、ホームページだけでなく、日常的に情報が得られる仕組みを作ったほうが良いと思う。図書館などで検索できたら良い。

- ・ 「個人情報保護」の項目では、孤独死とか災害のときに高齢者の情報が重要になるが、意見交換会等で、個人情報保護法との関係が指摘されている。個人情報保護法を見直すことはできないが、その運用方法は検討が必要。
- ・ 参画や協働を進めるためには、情報の共有が一番重要である。情報の共有と個人情報保護をどうやってうまくすり合わせていくか、工夫が必要だ。
- ・ 「会議公開」に関する要綱、指針等の制度がすでにあり、条例で規定する必要がない内容もあると思うので、実態と照らし合わせて検討する。
- ・ 「情報共有の手法等の整備」では、困っている人の連絡方法や市民活動団体、サークル等の活動の情報が市民に行き渡るような手法はないか。また、「手法等の整備を図ります」では読み取れない部分もあり、例証を一つか二つ挙げた方が良い。
- ・ 情報共有は市と市民との間だけではなく、市民同士の情報交換のできる場を作ることなども課題であり、市民と市民の関係も盛り込んでさらに付け加えて行くことが必要ではないか。

②【考え方・解説】

- ・ 「情報共有の手法等の整備」では、整備を図る内容について、具体的な考え方や方法を解説のほうに入れることを検討する。
- ・ 既に民間では地域の人が気楽に集まる場としてコミュニティカフェがあり、このようなものがいっぱいできると良いと思う。
- ・ 過去に地域のまちづくりの関係で、まちづくり会所という名前を以て拠点を考えて経験があるが、まちの中に人が気楽に集まれる拠点をつくるのが大切。
- ・ このような拠点づくりは、協働の一つのあり方として非常に良いと思う。

(4)自治の担い手(共通テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

(自治の担い手)

市民、議会、及び行政は、自治を担う主体として、相互の理解と協力に基づきまちづくりを進めるものとする。

(市民)

市民とは、さいたま市内に住み、働き、学ぶ人、及びさいたま市内で事業活動その他の活動する人、法人または団体をいう。

【考え方・解説】

- ・ まちづくりは、さいたま市内に住む人々はもちろんのこと、様々な形で(または様々な立場から)さいたま市に関わる人々と互いに協力し合うことが必要不可欠と考える。
- ・ 市民の範囲はできるだけ広く定義したい。
- ・ 「その他の活動」の意味を広くとる。(ex. 市民活動推進条例の市民の定義における「滞在し」を)尊重)

【小林・細川委員からの発表】

- ・ 市民の定義として「さいたま市内で事業活動その他の活動をする人」も対象としたが、「事業活動」をあえて規定する必要があるのか悩んだ。他の自治体の自治基本条例で

は「事業活動その他の活動」としているところも多いが、「事業活動」を特記する必要があるかどうかは今後の検討課題である。

- ・ 市民活動及び協働の推進条例では、市民の定義として「さいたま市内に住み、働き、学ぶ人」に加えて、「滞在する人」を加えているが、「滞在」よりは「その他の活動」で広くまとめたほうが良いと思い、「滞在」という表現はあえて入れていない。
- ・ 市民は「過去・未来の市民」も意識して定義すべきか。子どもを特に「次世代を担う市民」として定義している自治基本条例もあるようだが、次世代の自治の担い手として、特に子どもの規定を置くかどうかということも、考えても良いと思う。
- ・ 定義をどのように規定すべきか。包括的に規定すべきか、細かく規定すべきか。

【意見】

①【条例案骨子】

- ・ 自治を担う主体としては、市民、議会及び行政の3者がある。6つという意見もあるが、市民の中を分けたもので、市民、議会、行政の3つの括りで良いのではないか。
- ・ 「相互の理解と協力に基づき」でも良いと思うが、「相互の信頼と協働に基づき」という表現はどうか。
- ・ 「事業活動その他の活動する人」では、事業活動が主で、ほかの活動はその他の活動みたいに取られることもあるので、「活動する人」とか「さいたま市内で様々な活動をする人」という表現でどうか。「事業活動」という特定な表現は必要ないと思う。
- ・ 細かいことは考え方や解説のほうに譲るとして、条文は簡単なほうが良いので、「その他の活動する人」という言葉は便利だが、NPO・ボランティア活動、大学で研究している人などがイメージできる表現として、「住み、働き、学ぶ人、及びさいたま市内で活動する人または団体をいう」ではどうか。
- ・ 事業活動の位置付けは非常に重要で、企業の社会的責任をほかに規定しておく必要があると思う。責務のところと思うが。
- ・ 「滞在する」は省いてよいと思う。
- ・ 「さいたま市内に住み」には、子どもも入るので、子どもについては特記しなくてもよいと思う。
- ・ 市民の定義の中で、過去や未来の市民に対しては、どのように考えるか。
- ・ 未来の市民は、まだ住んでいないので、入らないと思う。
- ・ 過去の市民とか未来の市民というのは、必要があれば考え方や解説に入れれば良いと思う。あえて条例の本則の中で規定しなくても良いのではないか。
- ・ 今の子どもや将来の子どものことを考えて計画する責務があるという表現を「責務」のテーマで使用したらどうか。
- ・ 過去の市民に対する配慮は、昔の人が残してくれたものへの配慮と考えられるが、次世代につなぐという意味で、前文に「いままでの先人が築いてくれた文化や伝統を尊重し」と入れれば良いと思う。
- ・ さいたま市は、他の市に比べて自然環境が豊かで、先人が守り続けてきたものだと取れば、それを守るのは非常に重要だということを書くと、さいたま市らしさが出てくるかもしれない。

(5)市民の権利(市民部会個別テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

- すべての市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。
- すべての市民は、自治を担う主体として尊重され、まちづくりに参画し、その結果を享受する権利を有する。
 - (1) 市民は、市政に関する情報を市と共有することができる。
 - (2) 市民は、政策の形成、実施及び評価の過程に関わることができる。
 - (3) 市民は、行政のサービスを受けることができる。

【考え方・解説】

- ・「すべての市民が安全で安心な環境の中で暮らし、活動できること」が市民自治の大前提。
- ・(1)(2)(3)の権利の保障の前提として、包括的な権利を最初に定める。
- ・情報共有、参加、協働という点から目次的に列挙。

【小林・細川委員からの発表】

- ・市民自治を進める大前提として、まずすべての市民が安全で安心な環境の中で暮らし、活動できることが大事だと思ったので、それを「市民の権利」の最初に入れ、その後に、個別の権利を列挙した。
- ・市民の権利をどこまで具体的に規定すれば良いのか、悩んだ。包括的に規定して解釈で補うのか、細かく規定して、具体的にできることを明示していったほうが良いのか。
- ・次世代の市民は権利を有するのか、有するとしたらどのような権利があり得るのか。

【意見】

- ・「すべての市民が安全で安心な環境の中で暮らし」というのは、日本国憲法と似たような感じになり、「めざすまちの姿」でも再検討するので、それにあわせて再考する必要がある。
- ・○の(3)は当たり前過ぎる感じがするがどうか。(3)は受身でサービスを受けるという意味で弱い感じがする。
- ・○の(1)と(2)は非常に重要なので、(3)は「まちづくりの成果を享受することができる」としてはどうか。自分たちでまちづくりをして、その結果を享受するということにしたらどうか。

(6)市民の責務(市民部会個別テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

市民は、自治の担い手であることを自覚し、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解と協力に基づいてまちづくりを進めるよう努める。

【考え方・解説】

- ・市民同士の意見が対立したり利害が相反したりする場合を想定して、互いの立場や人権を尊重するという規定が必要ではないか。
- ・「自治の担い手であることを自覚」とは、まちづくりにおいて自らの発言と行動

に責任を持つことを意味する。

【小林・細川委員からの発表】

- ・ 「自治の担い手であることを自覚」というのは、まちづくりにおいて自らの発言と行動に責任を持つということをイメージした。
- ・ 事業者の責務に関する規定を市民の責務とは別に置いている自治基本条例もある。その必要性はあるのか検討すべき。
- ・ 個人の「内心」にかかわる規定を置いても良いのか。自治基本条例に規定して効果があるのか、有効な手段なのか、という点は検討課題である。

【意見】

① 【条例案骨子】

- ・ 「内心」にかかわる規定は難しいのではないか。
- ・ 「努める」でも、強いかもしれないので、「努めましょう」か。しかし、責務だから、縛ることになる。
- ・ テーマの項目の「市民の責務」の「責務」という用語もこれで良いか。
- ・ 事業活動の位置付けは重要で、企業市民としての責務として、企業の社会的責任を規定しておく必要があるのではないか。

② 【考え方・解説】

- ・ 「考え方・解説」に企業に責務があることを書き込む必要がある。市民の権利よりも企業の利益が優先されているので、市民の権利の方を優先することをどこかに入れておいたらどうか。
- ・ 「地域コミュニティ」のテーマでは、企業は地域コミュニティ活動に参加したり貢献したりすることを書き込む予定である。

(7)自治の担い手としての人づくり(普及啓発、活動支援、教育など)(市民部会個別テーマ)

《たたき台》

【条例案骨子】

市民と市は、まちづくりを推進するため、自治を担う市民を育む環境を積極的に整備します。

【考え方・解説】

- ・ まちづくりは人づくり、人づくりは環境づくりから。
- ・ 人づくりは、自治意識を持つ人々を新たに生み出す視点と、今既に活動している人材を育む視点が必要。

【小林・細川委員からの発表】

- ・ 人づくりを考えたときに、自治意識を持つ人々を新しく生み出していく視点と、現に自治意識を持って活動している人たちの活動をさらに育んでいく視点が必要と思い、具体的ではなく簡略な表現にした。

【意見】

① 【条例案骨子】

- ・ 活動に参加していない人、サイレントマジョリティの人たちを、どのように巻き込んでいくか、参加に誘導していくか。

- ・ 市民にはいろいろな層があり、その多様な人たちをつなぐ、コーディネートする人が必要だと思っているので、表現に反映できないか。
- ・ 「環境」の中にコーディネートする人も含まれるということではないか。
- ・ 困っている人がいたら助けるとか、自分のことよりも他の人のために生きるということは大切だという考え方にみんながなれば、良いまちになるように思う。ただ、そうは書けないから、何か良い方法がないか。シチズンシップ教育のようなものを入れられないか。
- ・ 市民憲章とかかわってくる場所もある。
- ・ 人づくりの手段はいっぱいあると思うので、包括的な規定にするしかないと思うが、重要なものは例示で入れたら良いのではないか。
- ・ 表現としては「市民と市は、まちづくりを推進するため、自治を担う市民が成長する社会環境を積極的に整備します」などはどうか。
- ・ 「教育する、される」という関係ではなく、市民自らが成長するという視点で考えてはどうか。

②【考え方・解説】

- ・ 「環境づくり」の「環境」の具体例を並べると分かりやすくなるのではないか。
- ・ 環境はとても重要であり、環境が整えば啓発されていくのではないか。

以上